

奈良県協働推進センター運営事務要項

奈良県協働推進センター（以下、「センター」という。）の使用等に関する事務について、次のとおり定める。

1. 協働推進センターの設置目的

センターは①NPOと行政の協働の推進、②NPO活動の支援を目的として設置するものであり、協働推進センター運営協議会（以下、「運営協議会」という。）が中心となり、積極的にセンターを活用することにより、賑わいと活気のある場に盛り上げていく。

2. 協働推進センター運営協議会

(1) 運営協議会の構成

運営協議会は協働推進センターの設置目的を理解し、参加を希望するNPO団体等のうち、次の要件を満たす団体で構成する。

(2) 運営協議会参加の要件等

① 団体要件

ア) 県内に事務所を有する団体であること（NPO法人、任意団体を問いません）

イ) 営利を目的としない団体であること

ウ) 宗教活動を主たる目的としない団体であること

エ) 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としない団体であること

オ) 特定の公職者若しくは公職の候補者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない団体であること

カ) 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと

② 設置目的への賛同と協調行動

設置目的に賛同し、他の運営協議会の構成団体と協調した行動ができること。また、これらの活動を継続して行うための能力を有すること。

③ センターでの事業の企画運営への積極的関与

センターでの事業の企画、運営に積極的に関わり、センターを賑わいと活気ある場に盛り上げること。

④ 構成団体の資格の取り消し

上記の要件等を満たさなくなった場合及び長期間にわたって運営協議会の会議に参加しない場合は構成団体の資格を取り消す。

(3) 運営協議会の活動等

① センターを活用した事業の実施等

ア) 運営協議会が行う事業（協議会事業）の企画・実施

イ) 県と運営協議会の構成団体が共催で行う事業（共催事業）の企画・実施

ウ) 県が主催して行う事業（県主催事業）への協力

エ) 運営協議会の構成団体が行う事業（団体主催事業）の実施

② 定例運営協議会の開催

月1回、定例、運営協議会を開催し、協議会としての協働事業等の企画を行うと共に、センターで行う事業に係るスケジュール等の調整を行う。

3. センターの使用

(1) 使用目的

2. (3) ①の事業及びその他県が認めた事業を行う。

(2) 施設、設備

① サポート室（無料）

② セミナー室A、B、C（無料）（※3室に分割して使用可）

③ ロッカー、音響設備、プロジェクター等（無料）

(3) 使用時間

平日：午前9時～午後5時、土日祝日：午前9時～午後7時とする（年末・年始12/29～1/3は使用不可）
なお、使用区分は 午前（9:00～12:00）、午後（13:00～17:00又は19:00）とする

(4)使用方法

- ①サポート室の使用にあたっては、次の方法で本人確認を行い、守衛室で鍵を借り受ける。
 - ア) 県職員：職員証の呈示
 - イ) 運営協議会関係者：「協働推進センター使用者登録証」の呈示
(「登録証」は運営協議会構成団体に1団体あたり3枚を限度に交付する)
 - ウ) 貸出ロッカー利用者：「協働推進センター貸出ロッカー利用者登録証」の呈示
(「利用者登録証」は貸出ロッカー利用団体に1団体あたり3枚を限度に交付する)
 - ②セミナー室の使用にあたっては、県職員もしくは使用者登録証の交付を受けた者が使用責任者となり、守衛室で使用者登録証等を示すと共に、県が発行した使用承認書の写しを渡し、鍵を借り受ける。
 - ③使用後は、使用責任者が責任を持って原状復帰、設備備品類の確認、清掃、施錠を行い、守衛室に鍵を返却する。
 - ④ごみは全て各自で持ち帰ること。
- (5) 駐車場 会議室利用に伴う駐車場の使用台数については、必要最小限の台数に留めるものとする。

4. 使用申し込み

(1)使用申し込み

使用申し込みの受付、使用承認、受付簿の管理等の事務は青少年・社会活動推進課において行う。

(2)受付開始日

事業の種別ごとの受付開始日は以下のとおりとする。

事業の種別	受付開始日
ア) 協議会事業 イ) 共催事業 ウ) 県主催事業	随時
エ) 団体主催事業 オ) その他、県が認めた事業	3ヶ月前から受付開始

(3)使用申込の受付と使用承認

- ①県は、受付開始日以降に使用申込書(別紙様式1)の提出を受け、運営協議会での調整をふまえ、使用承認書(別紙様式2)を交付する。
- ②使用承認後に使用を中止する場合は、事前に使用辞退申込書(別紙様式3)により申し出ること。

5. 禁止行為

センターにおける次の行為を禁止する。

- ①施設設備を損傷するおそれのある行為。
例：施設設備への釘打ち、仮設工作物の設置、看板等の固定、所定場所以外の貼り紙等。
- ②物品の販売・宣伝・勧誘その他これらに類する行為、宗教的行為、政治的行為。
- ③喫煙、飲酒、公序良俗に反する行為。
- ④音響や振動等、他の施設使用者に迷惑を及ぼす恐れのある行為。
- ⑤火気等を使用する行為。
- ⑥その他、県が不適切と認める行為。

6. その他

この要項に定めのない事項については県と運営協議会が協議して決定する。

この要項は、平成24年4月1日より施行する。

この要項は、平成24年8月1日より施行する。

この要項は、平成25年4月1日より施行する。

この要項は、平成28年4月1日より施行する。

この要項は、平成28年7月20日より施行する。

この要項は、平成29年5月1日より施行する。

この要項は、令和2年4月1日より施行する。